

都道府県特認基準の変更の概要（案）

平成 2 4 年 6 月 2 6 日

農林水産省

1. 都道府県特認基準について

本制度においては、その交付金の対象地域及び対象農用地の基準（通常基準）として、特定農山村法等の地域振興立法の指定地域における傾斜要件等を満たす農用地を定めている。

これに加えて、中山間地域等における地域の多様性に配慮し、地域の実態に応じて、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域及び通常基準に準ずる農用地の基準（特認地域、特認基準）を都道府県知事が定めることとしている。

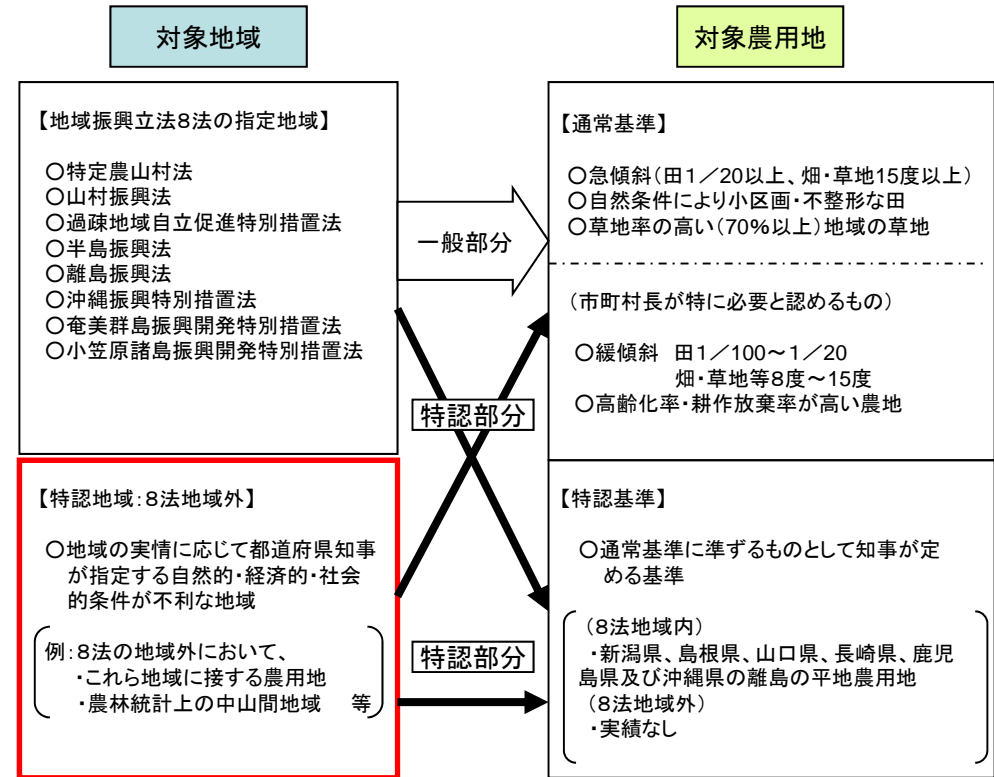
2. 変更の状況

(1) 該当都道府県：熊本県

(2) 変更内容

特認地域（8法地域外）において独自基準を設定していたが、市町村からの本制度の取組を拡大したいとの要望を踏まえ、より多くの市町村が対象となる国のガイドラインに基づく内容に変更するもの。

【対象地域及び対象農用地に係る制度の仕組み】



参考：平成23年度における特認に係る実施状況

○特認の設定状況

大阪府を除く、46都道府県で設定

○交付面積67万8千haのうち

一般部分61万6千ha、特認部分6万2千ha

【特認地域及び特認基準に係る審査検討について】

都道府県知事は、特認地域及び特認基準の設定・変更に当たっては、農村振興局長が別に定めるガイドラインを参考にして、次のア又はイに掲げるデータを中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとされている。

- ア 8法地域については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地と比べ耕作放棄地率が高いことを示すデータ
- イ 8法地域外については、自然的・経済的・社会的条件が悪い地域で、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

なお、ガイドラインに定める基準の範囲内の場合には、不利性を示すデータを添付する必要がない。

○8法地域以外の農用地の特認地域等に係るガイドライン

- (1) 8法地域に地理的に接する農用地
- (2) 農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)
- (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと
 - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率(平成12年～17年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/㎢未満であること
- (4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地
 - エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 - オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地